

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
39	鳥取市 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)事業の実施に関する事務 基礎項目評価書【令和6年3月31日終了】

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳥取市は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)事業の実施に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持契約を締結している。

## 評価実施機関名

鳥取市長

## 公表日

令和6年5月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)事業の実施に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。)に基づき、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関する事務を行っている。 特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関する事務
③システムの名称	1. 子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)システム 2. 団体内統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバ) 3. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル、(2)子育て世帯生活支援特別給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一の100の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令第5号/総務省令第5号)第73条 ・公金受取口座登録法第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条8号 別表第2第121の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども部こども家庭局こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎4階 (電話)0857-20-3121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康こども部こども家庭局こども未来課 〒680-0845 鳥取県鳥取市富安二丁目138番地4 鳥取市役所駅南庁舎1階 (電話)0857-30-8239

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月20日	I 関連情報 5評価実施期間における担当部署	健康こども部こども家庭課 こども家庭課長	健康こども部こども家庭局こども未来課 こども未来課長	事後	見直しに伴う修正
令和5年11月20日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康こども部こども家庭課	健康こども部こども家庭局こども未来課	事後	見直しに伴う修正
令和5年11月20日	IIしきい値判断項目/1.対象人数/いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	見直しに伴う修正
令和5年11月20日	IIしきい値判断項目/2.取扱者数/いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	見直しに伴う修正
令和6年5月20日	評価書名	鳥取市 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)事業の実施に関する事務 基礎項目評価書	鳥取市 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)事業の実施に関する事務 基礎項目評価書【令和6年3月31日終了】	事後	見直しに伴う修正
令和6年5月20日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	見直しに伴う修正
令和6年5月20日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条8号別表第2第121の項	事後	見直しに伴う修正
令和6年5月20日	IVリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ○ ]接続しない(入手)	[ ]接続しない(入手)	事後	見直しに伴う修正
令和6年5月20日	IVリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	見直しに伴う修正
令和6年5月20日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎1階	〒680-0845 鳥取県鳥取市富安二丁目138番地4 鳥取市役所駅南庁舎1階	事後	見直しに伴う修正